

かねだ勝年 国政報告NEWS (平成29年8月)

法務大臣 かねだ勝年 活動報告(第193回通常国会より)



昨年8月の内閣改造で法務大臣という大役を拝命してから、早いもので1年が経ちました。

1月20日より開会した150日間の通常国会も6月18日に閉会しましたが、連日にわたって、衆・参両院での本会議や法務委員会、予算委員会、内閣委員会等の各委員会への対応のほか、国会の合間をぬって、地元の佐竹知事をはじめ、秋田のための要望活動に来られるたくさんの方々への対応など、大変に多忙な日々を過ごしてまいりました。

かねだ代議士の活動の一コマを、写真でご覧ください。かねだ代議士は愛するふるさと秋田と日本のため、全力を振り絞って大車輪で頑張っておりますので、引き続き代議士に温かいご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。



衆参両院で、予算・法務・内閣等の各委員会が連日開かれ、常に重要な審議が行われています。



テレビでもおなじみですが、衆院本会議場において、国会提出法案の説明と答弁を行う大臣。



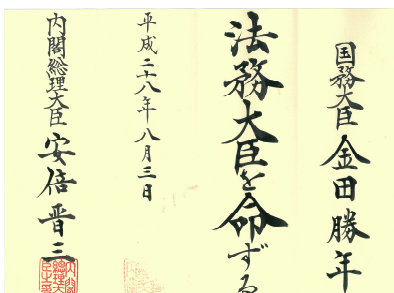
国会の合間を縫って、要望活動で全国から来訪される皆様と連日の意見交換。(でも秋田からが一番嬉しい)



自民党に加え、他党の議員団も多数要望で、大臣室に来られます。(写真は公明党議員団)



芸能界の皆様(矯正支援活動に取り組まれている)も表敬で来室



就任してから1年を迎えました。沢山の職務に鋭意頑張っております。



県知事をはじめ、秋田の皆さんの要望活動を共に行うと、忙しい国会の合間ではありますが、一番ほっとすることです。



かねだ代議士は法務大臣就任以来の1年で、13本の法案を成立させましたが、特に長い間の懸案でもあった次の3つの重要法案を中心に解説いたします。また、就任以来、約2000回にもおよぶ国会答弁に臨み、テロ等準備罪処罰法案の審議では1200回近く答弁を行うなど、フル回転の一年間でした。

テロ等準備罪処罰法の創設

テロ等準備罪は、**国際組織犯罪防止条約(TOC条約)を締結するために新設**したものです。TOC条約は、**テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための条約**です。我が国は未締結ですが、既に187の国・地域が締結しています。この法案が成立したことにより、**我が国はこの7月にさっそく188番目の国としてTOC条約を締結することができました**。テロを含む組織犯罪を未然に防止するとともに、国際協力(捜査協力・情報共有など)をより一層進めることができるようになりました。TOC条約の締結は、「世界に乗り遅れない」ため、また3年後に東京オリンピックの開催を控える中、極めて重要です。

この法案については、これまで14年間で3回にわたって廃案になっており、今回は構成要件を厳格に見直しました。テロ等準備罪の対象となる団体は、テロ集団、暴力団、薬物密売組織などの**「組織的犯罪 集団」に限定**されていますので、**これと関わりのない一般の方々**がテロ等準備罪で処罰されることはありません。また、テロ等準備罪は、組織的犯罪集団が関与する犯罪について、犯罪実行の「計画行為」に加え、この計画行為に基づく「実行準備行為」が行われて初めて成立します。「計画行為」と「実行準備行為」という「行為」を処罰するものであって、**内心を処罰するものではありません**。また、一部報道等で懸念されているような**「監視社会になる」という心配もありません**。国民の皆様の**「安全・安心と自由・人権の両者をともに大切にし調和」**を図るものであります。

120年ぶりの民法改正による債権関係の大幅見直し

約120年前に民法が制定されて以来の改正となる債権関係の規定について、社会・経済の変化への対応を図るとともに、国民の皆様に分かりやすいものとするために大幅な改正を行いました。

まず、社会・経済の変化への対応を図る観点から、現在のルールを実質的に変更しています。具体的には、職業別の**短期消滅時効の時効期間の統一化**、年5パーセントの**法定利率の年3パーセントへの引下げ及び市中の金利動向に合わせた変動制の導入**、事業用融資の保証人になろうとする個人についての**公証人による保証意思確認手続きの創設**などがあります。

また、民法を分かりやすいものとする観点から、**確立した判例等に基づき基本的なルールを明文化**しています。具体的には、**将来発生する債権の譲渡や担保設定が可能であることの明文化**、賃貸借の終了時における賃借人の敷金返還請求権や原状回復義務に関する基本的な規律の明文化などです。

110年ぶりの刑法改正による性犯罪厳罰化等の大幅見直し

近年における性犯罪の実情等を踏まえ、事案の実態に即した厳正な対処を可能にするためのもので、明治40年に現行刑法が制定されて以来、110年ぶりに初めて性犯罪の構成要件等を大幅に見直すものです。具体的には、罰則の整備として、**強姦罪の構成要件及び罰則の見直し**、**監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設**に加え、**強姦罪、強制わいせつ罪等を非親告罪化**することなどが改正されました。今回の改正を機に、**性犯罪が決して許されないものであるとの意識を社会全体に更に醸成することができる**のではないかと考えております。

このほかにも、「外国人の技能実習の適正な実施等に関する法律」など、**国民生活に関わる重要な法律を実現**して参りました。今後も、「公的な仕事に献身的に頑張る」、「動機と結果は政治家の責任。その間のプロセスを公務員もしっかり頑張る」との姿勢で、関係者と力を併せ、引き続き、各般の仕事を全力でカバーしてまいります。